簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成３０年６月４日
分任支出負担行為担当官
東北地方整備局　三陸国道事務所長
田中　誠柳

１．業務概要

（１）業務名　宮古地区外地盤変動影響調査等業務（電子入札対象案件）

（２）業務目的

本業務は、三陸国道事務所における一般国道４５号三陸沿岸道路工事に伴う地盤変動影響調査（建物等事後調査）等を行うものである。

（３）業務内容

・用地測量　　０．０１ha
・立竹木調査算定　０．１千㎡
・地盤変動影響調査　　２５棟
・本業務の主たる業務は事業損失部門。

（４）履行期間　　契約締結日の翌日～平成３０年１１月１６日

（５）本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が１，０００万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

２．競争参加者に必要な要件

（１）入札参加者に要求される資格

a）予決令第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

b）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成２９・３０年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。）。

c）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

f）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（２）指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

（３）参加表明書の提出者に対する要件

１）補償コンサルタント登録

「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第２条第１項の別表に掲げる土地調査部門、物件部門、事業損失部門の登録を受けていること。

２）本店、支店又は営業所の所在地

東北地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有していること。本店は、一般競争参加資格登録の所在地とする。

支店、営業所は本店から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けた支店、営業所とする。

３）同種又は類似業務等の実績

入札説明書に記載する同種又は類似業務について、平成２０年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務、又は環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者が実施した業務。）の実績を有すること。

４）実績として挙げた同種又は類似業務の業務評定点が６５点以上であること。ただし、「東北地方整備局用地関係業務成績評定要領」に基づく評定対象業務以外の業務は、この限りではない。

５）入札説明書において示す、評定対象業務の業務評定点の平均点が６０点以上であること。

ただし、評定対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

６）測量士を１名以上保有すること。

７）一級建築士を１名以上保有すること。

（４）配置予定主任担当者に対する要件

配置予定主任担当者に対する要件は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

（５）入札説明書等の入手に関する要件

入札に参加しようとする者は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の入札説明書及び入札に必要な図書等、

電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替、変更分含む）のうち最新のものを、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は入札に参加することができない場合がある。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査を行うものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

４．入札手続等

（１）担当部局

〒０２７－００２９　岩手県宮古市藤の川４番１号
東北地方整備局　三陸国道事務所　経理課
電　話：０１９３－７１－１７１２（内線２２７）
ＦＡＸ：０１９３－７１－１７３５

（２）入札説明書等の交付期間、場所及び方法

１）電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札執行の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）により電子データを交付するので、４．（１）にその旨連絡すること。

（３）参加表明書の提出期限等

提出期限：平成３０年６月１４日（木）１６時００分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。）（以下、「持参等」という。）により４．（１）に提出するものとする。

（４）技術提案書の提出期限等

提出期限：平成３０年７月６日（金）１６時００分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により４．（１）に提出するものとする。

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により４．（１）に提出するものとする。

入札期限：平成３０年７月２０日（金）１６時００分

開札日時：平成３０年７月２３日（月）１０時００分

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除

２）契約保証金　免除

（３）入札の無効

本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札時に指名停止を受けている者または、２．に掲げる要件を満たしていない者、指名されるために必要な要件のない者のした入札については無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無　　無

（５）契約書作成の要否　　要

（６）関連情報を入手するための照会窓口　４．（１）に同じ。

（７）契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

（８）詳細は共通入札説明書及び個別入札説明書による。